

論文

幼児教育とことば —幼稚園教育要領の変遷に関する考察—  
Preschool Education and Language  
—Study on the Transition of Course of Study for Kindergarten —  
小池 由美子  
KOIKE YUMIKO

Key words : preschool education, language, course of study for kindergarten

はじめに

幼稚園教育要領に関する問題の所在

1956年度に文部省（当時）は、保育要領実施（1948年）後の経験と研究の結果に基づき、また現場の要望にこたえて、「幼稚園教育要領」（以下、「教育要領」）を初めて作成した。この背景には、1947年頃からの出生児の激増と核家族化や、一般社会の幼児教育に対する認識の高まり等から、幼稚園に入園を希望する者が増加したことがある。これ以降「教育要領」は、小中学校の学習指導要領と同時に約10年ごとに改訂が行われている。幼稚園は1952年以降、年々400園から900園程度が新設され、この傾向は1957年頃まで続いた。幼稚園数のピークは1984年度の15211園、幼稚園児数のピークは1978年度の249万7895人である（文部科学省学校基本調査による）。1956年に「教育要領」が作成された時には、教育内容は、健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画制作の6領域であったが、1989年の改訂によって、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に再編された。

こうしたプロセスを経て2017年3月に幼稚園教育要領（以下、「今次教育要領」）、小・中学校の学習指導要領が、2018年3月には高等学校学習指導要領が告示された。それらの改訂に取り組むため、中央教育審議会の教育課程企画特別部会第1回（2015年1月29日）で、大杉教育課程企画室長は、次の様に3本の柱を説明している。<sup>\*1</sup>

「一つ目は、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉え、新しい時代にふさわしい学習指導要領の在り方を議論していただきたい」、「二つ目は（中略）幼児教育につきましても、小学校との連携、小学校への接続ということも踏まえてどのような見直しを考えられるか」、「審議事項の3本目の柱でございますけれども、こうした事項は全てを学習指導要領に書き込ん

で解決するというのではなくて、学習指導要領に掲げる理念がいかに関現場で実践されやすくなっていくかということが重要であると考えられますので、そうした各学校におけるカリキュラムのマネジメント、学習・指導方法、評価の方法の工夫・改善をいかに支援していけるか、こういった観点からも、是非、御議論をいただきたいと思っております。」

中教審の審議の結果、「今次教育要領」は前文を付けてそのねらいを明示し、従来のもに比較してかなり加筆されたものになっている。そこには小・中学校、高等学校と同じように、「資質・能力」が盛り込まれ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「生きる力の基礎」を育むために、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が強調されている。大杉教育課程企画室長が第1回目の特別部会で説明したように、教育目標・内容と学習方法、評価の在り方まで詳細に述べられ、小、中学校、高等学校と同じように「カリキュラム・マネジメントに努めるものとする」とされている。

しかしこの内容は小学校との接続を重視するあまり、幼稚園教育の水準としては幼児に対してかなり高度なレベルを要求してはいないだろうか。「基礎」を付けたとは言え、幼児の成長・発達に沿うものであるのだろうか。この論考では、これまでの幼稚園教育要領と比較してその変遷について考察しつつ、「幼小の接続課題」と「幼児とことば」について着目し、「今次教育要領」の課題を明らかにするものである。

1. 先行研究からの考察

(1) 「教育要領」の「幼小接続」に関する先行研究

幼稚園が国民の間に普及した1971年の中教審答申「教

育改革のための基本的施策」について、片山忠治の論考の概略を示すと下記の通りである。<sup>\*2</sup>

「従来から、幼児教育と小学校教育との関連があまり考えられていなかったという問題がある。こうした認識のもとに、この中教審答申において幼児教育に関する特色を二つ看取することができる。その一つは、4・5歳児から小学校低学年児童までの一貫教育の試みを提唱していることである。その二は既存の幼稚園教育の積極的な普及充実を図ろうとすることである。そのための施策について、制度改革の具体策が欠けていること、教育内容について触れていないこと、早期教育による才能開発に問題を残していること等が指摘しうるが、生涯教育の立場から幼児教育の重要性和幼・小教育一貫の必要性を広く認識させたことに、その意義を見出すことができる。」

1960年には5歳児の幼稚園・保育所の就園率が65.7%であったのが、1976年には90%を超えていく過程において、片山が問題点を明確に指摘したことは意義があり、その上で幼稚園の普及に関して中教審答申を評価している点は、首肯することができる。

佐藤学は、2005年1月に中教審答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」が出された後に、「幼小の学びの連続性から幼児教育の将来像を探る」<sup>\*3</sup>を論考している。幼稚園と小学校の連続性と、カリキュラムの問題に関する概略は以下の通りである。

「現在（筆者註：2006年）、日本で語られている「幼小」の連続性は、1960年代のイギリスにおいて「幼小の連続性」を追求した改革とは異なる文脈で浮上している。近年の議論は、直接的には小学校と中学校における「学級崩壊」に対する対策に端を発している。その主な原因は、幼稚園の「自由保育」にあり、その習性を「幼小の連続性」で推進しようとするものだが、前提においても根拠においても乱暴な意見である。今それに代わって、幼保一元化の動きを背景として「幼小の連続性」を探索する議論が再び活気を帯びつつあるが、それは厚生労働省の主導性において問題にされている。しかし、「幼小の連続性」は幼稚園の存在価値を明示し、小学校との連続性のもとで「幼保一元化」を水平軸に「幼小の連続性」を垂直軸にとり、幼児教育の将来ビジョンをもつことが求められる。」

佐藤は、この時の改訂は文部科学省主導ではなく、厚生労働省が男女参画社会と少子化対策の政策として積極的に関与したことを指摘している。文部科学省は従来どおり幼保一元化を堅持し、少子化と地方教育委員会の財政危機のもとで幼稚園の統廃合が余儀なくされている実態を、佐

藤は指摘している。こうした中での幼保一元化であることには、注意を払う必要がある。

大宮勇男は、1989年と2017年の改訂を大きなエポックとして捉えている。<sup>\*4</sup>「主体的に学ぶ態度」とは何か — 「幼稚園教育要領」改定の批判的検討から概略を示すと次の通りである。

「先ず、1989年に幼児教育内容が6領域から5領域に改訂された「教育要領・保育指針」では、小学校教育との接続のために「保育のねらい」で「心情・意欲・態度」が「方向付けを重視した目標」として掲げられた。幼児期の特性を踏まえれば、内面の育ちこそ重要であるとした、こうした方向性が採用されてきた。しかし2006年の教育基本法「改正」を受けた学校教育法改正によって、幼稚園は「義務教育の基礎的準備のための機関」として位置づけ直された。文科省は「幼児の教育と小学校教育との円滑な接続のあり方に関する調査研究協力会議を設置し、その報告書（2010年）では、教基法・学校教育法に明記された目的から教育目標は演繹されるべきとして、「学びの基礎力」として必要な力＝「幼児期までに育ってほしい姿」を幼児教育の最終目標とした。この報告は、現行幼稚園教育要領の書き換えという異例の要求を突きつけ、「幼児教育にふさわしい生活こそ最も肝心」という従来の幼・小接続の基本方針の転換を指示するものだった。2010年の報告書以降、幼児教育の最終目標＝「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」として、「今次教育要領」の審議の前提となっていくた。

以上概観した様に「幼小の連続性」は、幼稚園教育要領改訂の度にその時代の幼稚園教育を取り巻く状況と、幼児教育政策を色濃く反映した課題であり続けている。

## (2) 幼児期の発達とことばに関する先行研究

ノーマ・チョムスキーは幼児と言語について次の様に述べている。<sup>\*5</sup>

「（ヴィルヘルム・フンボルトは）つまり、言語は本当は学習されるのではなく、したがって教えられるものでも当然なく、適切な環境的条件が整っていれば、本質的に前もって決められている方法で、言語は「内部から」発達するのだという考え方である。彼の論じるところでは、第一言語を教えることは本当はできないのであって、学習というよりは成長のような過程により、自然的に発達できるような筋道を与えてやることしかできない」。

「この分野（筆者註：生成文法）での中心的な問題は、経験的なものであり、十分な形での回答を与えることは難しいかもしれないものの、少なくとも原理的には非常に単

純なものである。そのために仮定しなければならないのは、経験と知識の間にある不均衡を説明することができる豊かな、生得的構造である。幼児が言語情報に接する時間と方法には制限があり、その範囲内で経験的に妥当な生成文法が構築される過程をこの生得的構造は説明することができる。」

また、ウィリアム・オグレイディは、乳幼児期の言語獲得について次の様に述べている。<sup>\*6</sup>

「語彙習得の初期の速度はきわめて遅い。新語を覚えるのは約1週間に1語ぐらいの割合である。しかし50語を超える頃になると、加速することが多い（一般的生後約18ヶ月頃）。この時期は、1日1語から2語の新語を習得する「語彙急増期（vocabulary spurt）」の始まりであるとされている。なかには語彙数が優に100語を超えるまで急増期を迎えない子どももいる。そして、3分の1の子どもが一定の速度で、或いは突然大増加をすることなく小さな急増期を繰り返しながら語彙を獲得するという。成長すると言語習得ははさらに加速し、2歳から6歳の間には、1日平均10語を身につける。」

ウィリアムは、名詞を習得するストラテジーについて、認知的（cognitive）、社会的（social）、言語的（linguistic）、組織的（organizational）なタイプをあげ、様々な経験行動から幼児は言語を習得していることを検証している。

榎沢良彦は<sup>\*7</sup>、次のように述べている。

「ピアジェによると、幼児期から児童期にかけて、子どもの思考には質的に大きな変化が生じます。簡単に言えば、2歳から7歳までの幼児は「直観的知能の段階」にあり、感覚運動的な経験を基に予測したり、考えることはできますが、論理的に施行することは困難です。つまり、幼児は具体的な活動の中で思考するのです。」

思考は言語でするものであるから、榎沢の論考の「思考」を「言語」に置き換えると、やはりチョムスキーやウィリアムのように、幼児は言語を教え込まれて習得するのではなく、様々な感覚的運動や知覚と統合して獲得していくのであることも押さえておく必要がある。

以上の先行研究を検証すると、幼児期の発達と言葉については、「教育要領」5領域の「言葉」のみを取りだして論じることにはあまり意味がない。幼児の発達段階では、健康（身体的発達や運動）をベースにおきながら、人間関係や環境、表現等、他の領域における教育活動が密接に絡み合い「経験」して、幼児は言葉を獲得し豊かに習得していくと考えられる。

## 2. 「今次教育要領」の特徴

では「今次教育要領」にはどのような特徴があるのか、前文と総則から見てみよう。

### （1）前文に見る幼児教育に対する国家の要請

「今次教育要領」の前文には、目標が5項目並べられた後、次の様に書かれている。

「また、幼児期の教育については、同法（筆者註：教育基本法）第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その進捗に努めなければならないこととされている。」

第11条は、2006年に教育基本法が改定されたときに新しく付け加えられた条項である。幼児教育の意義や位置づけ、国及び地方公共団体の環境整備について触れている。今次教育要領の改訂を見ると、この条項が入ったことによって、国がより具体的に幼児教育の内容に踏み込む根拠となった印象は拭えない。

更に続けて前文は次の様に述べる。

「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。（中略）

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」（傍線筆者）

このように、幼児教育を小学校に接続する就学前教育と明確に位置づけ、国家の価値観に沿った持続可能な社会の創り手になることを要請している。「基礎」という言葉は付けているものの、幼児期にこのような人間像を求めていることには、幼児期を全面的な発達を萌芽する人間形成期の重要な段階だと捉える視点はなく、幼児期の段階から「人材」と見る視点が現れているのではないだろうか。幼児教育の無償化で国家として力を入れる一方で、教育内容では統制を強める教育要領となっていないだろうか。また、幼児教育と社会の連携及び協働は、地域づくりの観点から必要なことではあるが、「社会に開かれた教育課程」は、家庭教育支援法との連関を鑑みると、幼児教育と家庭

教育に国家が介入し、枠をはめていく懸念も感じられる。

## (2) 「第1章総則」における幼稚園教育の基本をどう読み解くか

総則の冒頭では次の様に書かれている。

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格の形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造する様に努めるものとする」

第1パラグラフには幼児教育の普遍性が書かれているが、第2パラグラフには天こ盛りの目的、目標が書き込まれ、幼児の発達との整合性が不明で論理が飛躍していると言わざるを得ない。主語の「幼児が」はどこまで掛かっているのか、教師の役割と混在しており不合理を感じざるを得ない。更に、総則の「第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」では、次の様に書かれている。

「幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。」

これに続けて、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性」を列挙している。

幼児期には、一人ひとりの成長・発達の幅が大きいにも関わらず、「基礎」を付けたとはいえ、小学校で求められる学力三要素を幼児に機械的に当てはめようとしているのではないか。「幼小の接続」を意識したとはいえ、学力三要素を就学前教育の基準である幼稚園教育要領に位置づける発達の根拠はあるのだろうか。幼児に求められる「学びに向かう力、人間性」とは何であるのか、具体的に示すことができるのか疑問を感じざるを得ない。

## (3) 幼児教育における「資質・能力」とは何か

総則には、新たに「第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が加えられ、約2500字も増加している。その「姿」とは、第2章に示す「ねらい及び内容に基づく活動全体によって育むもの」とし、次のように示している。

「(1) 健康な心と体 (2) 自立心 (3) 協同性  
(4) 道徳性・規範意識の芽生え  
(5) 社会生活との関わり (6) 思考力の芽生え  
(7) 自然との関わり・生命尊重  
(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚  
(9) 言葉による伝え合い (10) 豊かな感性と表現」  
新設で10項目も挙げられていることに驚かざるを得ない。これによって、形式的には小学校の教育内容に具体的に接続しているかのように見えるが、逆に小学校における各教科の内容を幼稚園版に書き換えて下ろしてきているのではないかと考えられる。更に、総則「第3 教育課程の役割と編成等」には、教育課程の編成に当たっては「幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに」と、実施、評価に渡ってカリキュラム・マネジメントで縛りを掛けている。これでは総則で、「各幼稚園においては…創意工夫を生かし…適切な教育課程を編成するものとする。」と明記していながら、全国の幼稚園の教育目標が、国家によって方向付けられているようなものではないか。実施2年目になり、これから各幼稚園で評価がどのように行われていくのか、注視する必要がある。

## 3. 「今次教育要領」と「言葉」の扱い

以上、「今次教育要領」の特徴を前文と総則から考察してきたが、それでは「第2章 ねらい及び内容」で、「言葉」についてどのようにとらえているか、見てみよう。

文部科学省が作成した「幼稚園教育要領比較対照表」(平成二九年三月三十一日)によると、「第2章 ねらい及び内容」の「言葉」で新たに付け加わったのは、2008年幼稚園教育要領と比較して、傍線部を引いた部分である。

「1ねらい (4) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。」

「3 内容の取扱い (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」

5領域の中の「言葉」では、幼児の発達に即して日常生活の経験の中で豊かにしていくように具体的にしたことや、「楽しさを味わえる」など幼児の主体性を意識している点については首肯できる。しかし、これまで筆者が述べてきたように、幼児期から「人材」育成の基礎づくりを目

指し、資質・能力を学力三要素に添って身につけさせるカリキュラム・マネジメントに縛られていることは看過してはならないだろう。大宮勇男は、「学びの主体に求められる「能力・資質」は、三つの要素—「知識とスキル」「思考力・判断力」「主体的に学習に取り組む態度」—に区分され、幼児期には第三の要素である「主体的に学ぶ態度」が重要と指摘している。そしてこの「主体的に学ぶ態度」は、幼児教育期の長期効果に関する国際的な研究において注目されている「非認知的能力」と共通した内容であると説明している。更に複沢は次の様に指摘している。

「たしかに近年、意欲 motivation や根気強さ resilience、あるいは情動的知性 emotional competence や自己概念 self image などが、認知的能力と同等の発達の要素をもつものとして注目されている。だが、それらの総称としての「非—認知能力 non-cognitive ability」は、「認知能力ではない何か」という程度のか、かなり曖昧な仮説的概念である。(中略) そうした曖昧さのために、「学ぶ態度」や「非—認知能力」は、「何でも入る入れ物」として利用可能なのである。」「意欲や自信は、目標の達成(未達成)だけで形成されたり、されなかつたりする「個人的な属性」ではない。」<sup>\*8</sup>

これは、チョムスキー、ウィリアム、ピアジェの理論にも繋がるだろう。認知は言語活動を通して行われるものであるので、今次教育要領の「総則 3 指導上計画の作成上の留意事項」で(3)が新設され、「言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。」と記述されていることに注意を払う必要がある。つまり、「資質・能力」「学力三要素」が盛り込まれたカリキュラム・マネジメントの下に行われる言語活動には、早期の能力主義が垣間見えるからだ。小中学校、高等学校の学習指導要領で強調されているカリキュラム・マネジメントは、「何を学ぶか(知識・技能)」「どのように学ぶか(主体的・対話的で深い学び)」「何ができるようになるか(資質・能力を育む)」をPDCAサイクルで回すことであり、その到達度を評価することである。それが幼児教育にそっくり下ろされてきている中で、幼稚園現場では一人ひとりの発達を見据えて教育を行う必要がある。そうでなければ、言葉の獲得や習熟が遅い幼児は、幼児期から「できるようになっていない」という否定的な面で評価されることが起こりうる。

幼稚園が行う教育活動の全ては幼児の言葉の獲得・習熟に繋がるのであるから、幼児一人ひとりの発達に応じて注意深くなされるべきである。

#### まとめ —幼児教育と「言葉」の今後の課題—

「今次教育要領」では、小・中、高等学校と同じように「社会に開かれた教育課程」が強調されている。大宮勇男は次の様に述べている。<sup>\*9</sup>

「意欲や自信は、目標達成がもたらす副産物ではなく、その子が生きるコミュニティの人間相互の遣り取りを通じて形成される価値観であり、自己像である。」「学習理論として言い直せば、学ぶ意欲や態度は子どもが生きるコミュニティの中で育つ。」「だが、今回の改訂においては、「非—認知能力」や「学ぶ態度」は、個人的資質や傾向」として子どもが生きる状況や生活から切り離し、外側から教え導こうとしている。(中略) 能力競争や権威への従順さを求めるコミュニティの文化は転換しなくてはならない。」

幼児教育は、幼児がが生きている現実社会と生活を結びつけ、他者と豊かに関わり合うことで言語活動を活発にし、言葉を獲得・習熟していくことが求められる。小学校との教育接続を急ぐあまり、人間の人格形成の基礎期を「人材」育成の基礎期として位置づけるのでは、豊かな感性と語彙は育たないのではないだろうか。幼児教育にまで、「何を学んだか」「どのように学んだか」「何ができるようになったか」で競わされては、一人ひとりの成長の違いを無視して幼児を鋳型に嵌め込むことにはほしくないか。成長・発達の違いに配慮しながら、他者とコミュニケーションを取って人間関係を築く基礎を創ることが尊重されるべきであろう。

「今次教育要領」では、「社会に開かれた教育課程」が小中学校・高等学校の学習指導要領とも合わせて強調されている。しかし、その総則の「第6 幼稚園運営上の留意事項」から読み取れるのは「地域の自然、高齢者や異年齢の子供たち等を含む人材、行事や公共施設等の地域の資源を積極的に活用し」という、資源供給源としての地域社会である。異年齢の子どもでさえ「人材」と表現されていることには違和感を覚えざるを得ない。幼児期に育つ地域社会は、首都圏もあれば過疎問題を抱える地方もある。幼児教育の無償化を進めることも大事であるが、その理念が今一度問い直される必要があるのではないだろうか。地域社会が置かれている状況が異なる中で、同じ目標を目指すようにさせられるのである。自然環境や人口構成、産業や雇用環境等、地域社会が様々な条件を抱える中で、各幼稚園の教育課程づくりに関する条件整備は、地域人材や地域資源の活用という形で各園に丸投げで良いのだろうか。大宮勇男は、能力競争や権威への従順さを求めるコミュニティ

文化の転換を問題提起しているが、幼稚園も地域社会の教育機関としてその責任の一端を担い、幼児教育を行う社会的使命がある。それが実現されてこそ、幼児教育の無償化の大きな意義がある。幼稚園教育関係者は、「今次教育要領」実施を機会に、幼児教育の特性を踏まえた1989年以前の「内面の育ちこそ重要である」とする方向目標を、生かして行く実践研究が必要だろう。

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎、同附属竹早小学校、同附属竹早中学校では、幼小中連携教育が行われており\*10、交流や情報交換という点において成果は見られる。3校連携のために、幼小中4つの共通キーワードの中の一つに「主体性の定義と竹早地区が求める育てたい子ども像の設定」が上げられているが、主体性のエビデンスは小学校からだけが示されており、幼稚園のものはない。それは幼児の主体性を測る基準を定める困難さから来るものであろう。幼児期の自我の芽生えと主体性の表象を数値で表すことの意味や是非もあるだろう。それらの課題も含めて、今後の実践研究に注目していきたい。

今次教育要領が実施されて2年目になるが、今後幼児教育の場においてどのような影響が現れてくるか、東京学芸大学附属竹早校のみならず、広く具体事例で検証していくことが課題である。

\*1「教育課程部会 教育課程企画特別部会（第1回）議事

録」 文部科学省 P7-9

\*2『幼児教育の探究』 片山忠治編著 法律文化社 1982年 P162-165

\*3『学びと発達の連続性 ―幼小接続の課題と展望』 社団法人全国幼児教育研究協会 編者 チャイルド本社 発行 2006年 P34-44

\*4 大宮勇男著「「主体的に学ぶ態度」とは何か ―「幼稚園教育要領」改訂の批判的検討」 『人間と教育』92号 旬報社 2016年 12月 P38-39

\*5『言語と精神』 ノーム・チョムスキー著 町田健一訳 河出書房新社 2011年 P149-154

\*6『子どもとことばの出会い 言語獲得入門』 ウィリアム・オグレイディ著 内田聖二監訳 株式会社研究社 2008年 P9, 59-68

\*7『学びと発達の連続性 ―幼少接続の課題と展望』 社団法人全国幼稚園教育研究協会 編者 株式会社チャイルド本社発行 2006年 P80-81

\*8 大宮勇男著「「主体的に学ぶ態度」とは何か ―「幼稚園教育要領」改訂の批判的検討」 『人間と教育』92号 旬報社 2016年 12月 P42-43

\*9 前掲 P44

\*10『子どもが輝く ―幼小中連携の教育が教えて入れたこと―』

編著者：東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎、東京学芸大学附属竹早小学校、東京学芸大学附属竹早中学校 東洋館出版社 2018年